

商品概要説明書

成年後見支援貯金 (普通貯金)

(2021年4月1日現在)

	(2021年4月1日現住)
商品名	・成年後見支援貯金(普通貯金)
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指
	示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・JAの口座開設店(所)窓口でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
	せん。
 利 息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年1月と7月のJA所定の日に支払います。
(3) 計算方法	毎年1月21月30月1日2日1日2日1日2日1日2日1日2日1日2日1日2日1日2日1日2日1日2
	とする日割計算をします。
 (4) 税 金	- 29.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。
	*20.313/6 (国代 13.313/6、地方代 3 /6)
 (5)金利情報の入手	- ※2037 午 12 月 31 日までの適用となります。 - ・金利は J A店頭の金利表示ボードに表示しています。
大法	・ 並利はJA/A的頭の並利表小小一下に表小しています。
手数料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または
于	・この射金口座の開設、維持・管壁にかがる賃用として(足時日勤送金または 振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、JA所定の手数料(取扱
	振音リーにろ「振込」を利用する場合を含みます。)、 J A 所足の子数科 (取扱 手数料および振込手数料) がかかる場合がございます。
Linux も、7 時からまで	
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」の
	利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法
	第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
	「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
	すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保
	護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、JA本支店(所)または担当部署にお申し出ください。
	JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速
	かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
	関を利用できます。
	埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)



その他参考となる 事項

- ・1人1口座とします。
- ・キャッシュカードは発行いたしません。
- ・ATM (現金自動貯払機) を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する ATMを利用した入金と記帳のみ可能です。
- ・当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
- ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月12日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくはJAの窓口にお問い合わせください。

JAバンク栃木